

# グラントソントン花輪の「GST虎の巻」



## ISD (インプット・サービス・ディストリビューター)

### ISDとは

ISDとは、1つの企業(=1つのPAN)で複数のGST登録がある場合に、提供されたサービスに関するITC(インプット・タックス・クレジット)を、他のGST登録事業所に配分することができる事業所をいう。例えば、A、B、Cの3つの事業所がそれぞれGST登録をしているX社の場合、X社全社に共通するサービスの提供を受け、A事業所がそのインボイスを受領してサービス料と関連するGSTを支払った場合、A事業所はISDとして登録をすることで、B、C事業所に関連ITCを配分することができる。

これは、旧サービス税法で規定されていたものがGSTに引継がれたものである。旧サービス税法では製造業者のみISDの登録ができ、外注先企業へもクレジットを配分できた。GSTでは製造業者に限らず全ての業種でISD登録ができるが、ITCの配分は1つのPANの下の同一企業内ではできなくなった。

ISD登録はGST登録とは異なる手続であり、別個に行う必要がある。

### ITCの配分

ISDは、ITC配分先事業所にISDインボイスを発行し、ITCを配分する。

ISDとしてのITC配分は関連サービスの支払いがあった月ごとに行い、配分されたITCはForm GSTR-6で毎月13日までに申告しなければならない(2017年7、8、9月の申告期限は2017年11月15日まで延長されている)。

ITCの各事業所への配分は、それぞれの事業所の前年の売上高(GST非課税物品売上も含む)に比例して配分することとされている。

$$\begin{aligned} & \text{B事業所に配分するITC} \\ & = \text{配分対象ITC} \times \frac{\text{B事業所の前年度}}{\text{配分対象事業所(※)の前年度の}} \end{aligned}$$

(※)もし、A、B事業所にだけ提供されるサービスがあった場合には、これに関連するITCはC事業所には配分できないので、分母はA、B拠点の合計となる。

なお、配分先事業所がISDと同一州の場合は、配分するCGST、SGST、IGSTのITCはそれぞれのGST種類のITCとして配分する。配分先事業所がISDと異なる州である場合には、配分ITCはIGSTのITCとして配分する。

#### <プロフィール>

花輪大資 (はなわ・だいすけ)  
グラントソントン・インディア、ジャパンデスク・ディレクター。公認会計士(日本)。2006年に太陽有限責任監査法人入所、10年7月に公認会計士登録。日本国内で法定監査、IPO支援業務、デューデリジェンス業務、会計支援業務、国際関係業務などに従事。13年8月から現職。

## (補足) 第22回 (10/6) GST評議会の決定

GST施行以降、GST評議会は税率変更や規定の変更などを随時行っている。10月6日に開催された第22回GST評議会では、比較的大きな制度改正と改正アナウンスがなされたので、以下簡単に紹介したい。

### 簡易課税制度(Composition Scheme)の適用範囲の拡大

・2018年3月末まで、適用事業者の基準年間売上の上限を750万ルピーから1,000万ルピーに引き上げる。

## SMEへの緩和策

- ・ サービスサプライヤーについて、州際サービスサプライを行っていても、年間売上が200万ルピー未満の場合はGST登録を免除する。
  - ・ 年間売上が1,500万ルピー未満のSMEについて、GST R-1/2/3による月次申告と月次納税を、四半期申告と四半期納税とする。第3四半期(2017年10~12月)からこれを適用する。
  - ・ GST非登録者からGST登録者への物品サービスサプライに係るリバースチャージについて、2018年3月末まではこの運用を停止し、規定を見直す。
  - ・ 物品サプライ代金の前受けについて、年間売上高1,500万ルピー未満の物品サプライヤーはGSTの徴収・納税は不要(実際の物品サプライ時点で課税)。

## その他

- ・ E-Way Billシステムについては、2018年4月1日からインド全土で運用開始のタイムラインを決定。
- ・ インボイスルールについて、見直しを検討。

### <プロフィール>

花輪大資 (はなわ・だいすけ)  
グラントソントン・インディア、ジャパデスク・ディレクター。公認会計士(日本)。2006年に太陽有限責任監査法人入所、10年7月に公認会計士登録。日本国内で法定監査、IPO支援業務、デューデリジェンス業務、会計支援業務、国際関係業務などに従事。13年8月から現職。